

消防出張所の機構改革について

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和6年度から令和9年度までの4か年をかけて、市内78消防出張所の体制を変更します。

2 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を2名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所を対象として実施しています。

令和7年度は、保土ヶ谷、旭及び磯子消防署の消防出張所が対象となります。

3 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

<現行体制>

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

<今後の体制>

・係長の24時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

<現行体制>

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

<今後の体制>

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出動中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

<現行体制>

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

<今後の体制>

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

4 機構改革実施前後の比較

	【現行体制】	【機構改革後】
体制	消防出張所に「消防出張所長（係長級）」を1名配置（毎日勤務者）	消防出張所に「第一係長・第二係長（係長級）」の2名を配置し、2名は当直勤務（24時間勤務）
地域への対応	消防出張所長は毎日勤務のため、夜間・休日は係長級不在	消防出張所「第一係長・第二係長」は当直勤務のため、 <u>夜間・休日</u> も防災訓練や会議の調整が可能
消防団への対応	消防出張所長が単独で実施	消防出張所「第一係長・第二係長」マネジメントのもと、出張所部隊での対応となることで、訓練から実災害まで、 <u>出張所部隊と消防団の顔の見える関係</u> を構築
マネジメント	係長級が夜間・休日不在のため、継続的な人材育成に課題	夜間・休日も消防出張所「第一係長・第二係長」による職員への人材育成が可能
災害対応	係長級以下（一般職員）が部隊の隊長を実施	消防出張所「第一係長・第二係長」が部隊の隊長を担うことで、災害対応能力の向上、他部隊との連携及び明確な指揮命令系統が確立
地域担当の配置	未配置	豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を新たに配置することで、 <u>部隊が出場等不在時も、消防出張所の窓口対応を継続して実施</u>

5 旭消防署の対応

令和7年2月の旭区連合自治会町内会連絡協議会定例会（区連会）後、各地区連合の定例会に旭消防署責任職が出席させていただき、機構改革の趣旨・概要のご説明をさせていただきます。

6 旭消防署管内の消防出張所（6消防出張所）

- ◇さちが丘消防出張所
- ◇都岡消防出張所（特別救助隊）
- ◇南本宿消防出張所（特殊災害対応隊）
- ◇若葉台消防出張所
- ◇市沢消防出張所
- ◇今宿消防出張所

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 庶務係
電話・FAX 045（951）0119